

砕石及び砂利の出荷基準に関する専門検討会（第1回）

議事要旨

日時 : 平成24年2月15日（水曜日）16:00～18:00

場所 : 経済産業省本館2階西8共用会議室

出席者（有識者等）

井上 勝次	社団法人日本砕石協会 会長
木村 英雄	独立行政法人日本原子力研究開発機構 研究主幹
高橋 徹	社団法人日本砂利協会 会長
田中 知	東京大学大学院 教授
辻 幸和	前橋工科大学 学長
宗像 忠人	社団法人福島県採石業協会 会長

議題

1. 趣旨説明
2. これまでの調査結果について
3. 砕石及び砂利の出荷基準（事務局素案）について
4. その他

議事概要

1. 出荷基準の範囲、効力等について
 - 1-1 出荷基準の範囲（論点3-1 関連）
 - 粒径の小さいものを砂利と呼ぶので砂も砂利に含まれるが、一般的には砂利とは別に砂と表記した方が分かりやすい。
 - 出荷の段階で、生コン用途と路盤材・敷砂利用途かは分かるが、生コンがどの用途に使用されるかまでは把握できない。
 - 砂のように粒径が小さいものの方が、放射性物質が付着しやすいと考えられる。
 - 1-2 対象地域について（論点3-2 関連）
 - 風評被害を拡大させないためにも、対象地域は福島県内など放射線量の高い地域に限定すべき。
 - 福島県内でも放射線量の高い地域と低い地域があるので、福島県内の一部地域に限定して欲しい。
2. 出荷基準のイメージについて
 - 2-1 放射線量低減化対策について（論点4-1 関連）
 - 表層を剥がせば放射線量は大きく低減する。
 - 表土が混じると製品にならないため、表土を剥いだ上で岩石を採取し出荷している。また、切羽の表面の放射性物質も発破により拡散するため、砕石等に放射性物質が大量に含まれるとは思わない。

2-2 基準値について（論点 4-2 関連）

- クリアランスレベル（年間 $10\ \mu\text{Sv}$ 、 100Bq/kg 相当）は輸出等も考慮して念には念を入れて厳しく設定された基準であり、今回適用するには厳しくて違和感がある。現存被ばくの状況下では年間 $100\ \mu\text{Sv}$ （ 1000Bq/kg 相当）でもいいのではないか。
- 基準値を決める際には、様々な被ばくシナリオを想定して検討した方がよい。
- 福島県の除染計画の長期目標である $0.23\ \mu\text{Sv/h}$ （追加年間積算線量 1mSv ）辺りが、県民が許容できると思われる。福島県では復興に向けて動いているところであり、厳しすぎる基準では復興・復旧の妨げになる。例えば、住宅や学校などの屋内工事では厳しい基準にするのは当然のことだが、屋外の公共工事などは基準を緩和するなど考慮していただきたい。
- 除染目標の $0.23\ \mu\text{Sv/h}$ まで許容されるなら、最大 $1\ \text{万 Bq/kg}$ まで許容されることになる。

2-3 測定方法について（論点 4-3、4-5 関連）

- 放射線量（ Sv/h ）の測定は、放射能濃度（ Bq/kg ）の測定に比べると測定しやすい反面、周囲の放射線の影響を受けるため精度が落ちる。
- 放射線量（ Sv/h ）の測定の場合、鉛で遮蔽するなど周囲の放射線の影響を除外するための方策が必要。
- 測定機器について、測定誤差への配慮が必要。
- 検体のサンプリングは、製造される製品の中で代表的なものをサンプルすればよい。
- 放射性物質は粒径の小さいものに付着しやすいため、碎石、砂利、砂と複数の製品を扱っている場合は、一番粒径の小さい製品を測定すればよい。
- 出荷する事業者にとっては自ら測定しても意味が無く、取引先から公的な証明書を求められる。採石場から出るトラック毎に放射線量（ Sv/h ）測定するのは無理であり、放射能濃度（ Bq/kg ）も年2回程度の公的機関による検査が精一杯。事業者の負担を考えた制度設計にして欲しい。

問い合わせ先

経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課

電話 : 03-3501-9255

FAX : 03-3501-6799